第２１号議案

品川区一時保護施設の設備および運営の基準に関する条例

上記の議案を提出する。

　令和７年２月１９日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

品川区一時保護施設の設備および運営の基準に関する条例

　（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第５９条の４第１項の規定により適用される法第１２条の４第２項の規定に基づき、品川区（以下「区」という。）における一時保護施設の設備および運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

　（目的）

第２条　最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るく衛生的な環境において、素養があり、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに、かつ、安全な生活を送ることを保障するものとする。

　（最低基準）

第３条　最低基準は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和６年内閣府令第２７号）の定めるところによる。

　（最低基準の向上）

第４条　区は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

２　一時保護施設は、最低基準を超えて、常にその設備および運営を向上させなければならない。

３　最低基準を超えて、設備を有し、または運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備または運営を低下させてはならない。

　　　付　則

　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

　（説明）一時保護施設の設備および運営の基準を定める必要がある。